平成２２年（フ）第９７６号
さいたま市浦和区仲町２丁目13番６号　パークハイツ大熊401、住民票上の住所さいたま市浦和区仲町２丁目１番６号　日本住宅公団505号　遠藤方
債務者　大野　順子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９９１号
埼玉県川口市芝西２丁目14番15号　第２富田コーポ105号
債務者　坂本　順子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２７６号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南２丁目２番地７　ニューハウスエクセル№２・205
債務者　茂木　　勝
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３３５号
埼玉県吉川市大字保863番地17
債務者　門馬　久子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３８３号
埼玉県越谷市東大沢１丁目８番地２　パナウィンディアＢ―202、前住所埼玉県越谷市東柳田町12番17号　アーベントハイム越谷302
債務者　山脇いづみ
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３８４号
埼玉県草加市栄町２丁目６番11―202号
債務者　渋井由美子（旧姓白須）
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３８８号
埼玉県三郷市高州２丁目20番地内村組寮303号、前住所北海道札幌市白石区北郷１条６丁目１番１―102号
債務者　名平　伸之
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３８９号
埼玉県三郷市早稲田５丁目１番地３号棟104号
債務者　水野　和夫
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３９４号
埼玉県越谷市花田１丁目34番地49
債務者　清田　啓太
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４３６号
埼玉県草加市西町２番地２ガーデンハイツ吉沢103号
債務者　森田　美和
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３３８号
新潟市江南区稲葉１丁目５番５号　ハイツアルル101号
債務者　熊倉　久代
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６４号
新潟県燕市吉田文京町17番11―504号　市営住宅
債務者　成田　真紀
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７８号
新潟市北区川西３丁目11番10号
債務者　横井　英二
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０４号
新潟市中央区山二ツ５丁目２番７号　シティパレス新潟202号
債務者　本間　修平
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２３号
岐阜県土岐市土岐津町土岐口2224番地の１
債務者　名倉　浩祐
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１２８号
岐阜県土岐市妻木町1657番地　ツチモトビル２Ｆ
債務者　土本　裕康
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第４６７４号
大阪府箕面市粟生間谷西４丁目２番40―103号
債務者　鈴木　明雄
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで大阪地方裁判所第６民事部